

地方公共団体等を対象とする
施行状況調査（案）
（令和6年度以降実施）

地方公共団体等を対象とする施行状況調査（案）

1. 個人情報保護法適用と施行状況調査実施のタイムライン

	令和3年度以前	令和4年度	令和5年度	令和6年度以降
行政機関	行個法適用 （総務省が行個法の施行状況を調査）	令和3年度中の行個法の施行状況を調査 （経過規定に基づく）	個人情報法適用 前年度の個人情報法の施行状況を調査	
独立行政法人等 （別表第二に掲げる法人等含む）	独個法適用 （総務省が独個法の施行状況を調査）	令和3年度中の独個法の施行状況を調査 （経過規定に基づく）	個人情報法適用 前年度の個人情報法の施行状況を調査	
地方公共団体の機関	条例適用 （調査対象外）		個人情報法適用 ※経過規定なし ※前年度（令和4年9月時点）の安全管理措置の実施状況を任意で調査	
地方独立行政法人	条例適用の場合有（条例の定めによる） （調査対象外）		前年度の個人情報法の施行状況を調査	

- ⇒ 地方公共団体等（地方公共団体の機関及び地方独立行政法人）に対する調査は、令和6年度に実施する令和5年度の状況の調査が最初となる。
- ⇒ 令和5年度中の情報の蓄積や回答準備等の便宜のため、地方公共団体等に対し、令和4年度末時点で一定の案を示したい。

2. 施行状況調査の制度趣旨等

関係法令

条文番号は令和5年4月1日以降のもの

○個人情報第165条

第1項 委員会は、行政機関の長等に対し、この法律の施行の状況について報告を求めることができる。

第2項 委員会は、毎年度、前項の報告を取りまとめ、その概要を公表するものとする。

※1 地方公共団体の機関及び地方独立行政法人は個人情報上の「行政機関等」及び「行政機関の長等」に含まれる（個人情報第2条第11項、第63条）

※2 地方独立行政法人のうち試験研究を行うこと等を主たる目的とするもの等の個人情報第58条第1項第2号に該当するものも、個人情報第165条の適用においては「行政機関の長等」とみなされて施行状況調査の対象になる（個人情報第125条第2項）

制度趣旨

①行政機関等に対する監視

法の規律等が十分機能しているか、立法当初には想定していなかった新たな問題が発生していないかを把握し、監視権限を適時適切に行使するためには、個人情報保護委員会が、行政機関等による本法の施行状況を把握する仕組みを確保することが不可欠

②国民に対する透明性確保

法の施行状況を広く国民に知らせることは、透明性を向上させ、国民に対する説明責任を履行し、国民の信頼を確保するために不可欠

③法改正や運用のあり方の議論の資料

施行状況の公表は、法の運用のあり方や将来の改正を巡る議論を行う上で不可欠

附帯決議

デジタル社会形成整備法附帯決議（衆議院内閣委員会四三、参議院内閣委員会四三）

○目的外の利用又は第三者提供の監視の要請

行政機関等が保有する個人情報の目的外での利用又は第三者への提供については、その要件である「相当の理由」及び「特別の理由」の認定を、厳格に行うこととし、行政機関等が行った判断の適否を、個人情報保護委員会が監視すること。

3. 実施案：①調査及び公表の単位について

①調査及び公表の単位

- 国民への伝わりやすさ（わかりやすさ）の観点から、調査及び公表単位は以下のとおりとしたい。

都道府県・市区町村単位

各都道府県・市区町村内に存在する機関や財産区も含め、都道府県・市区町村単位で調査・公表する。

一部事務組合等及び地方独立行政法人

○一部事務組合等

複数の都道府県・市区町村にまたがって設立されており、都道府県・市区町村単位での調査・公表は困難であるため、都道府県・市区町村とは別個のものとして調査・公表する。

○地方独立行政法人

民間部門の規律が適用されるため、調査項目が都道府県・市区町村と一部異なり、都道府県・市区町村等と一体での調査・公表は困難であることから、都道府県・市区町村とは別個のものとして調査・公表する。

地方公共団体等を対象とする施行状況調査（案）

3. 実施案：②調査及び公表の項目について

②調査及び公表の項目

- 回答側の負担軽減及び公表資料の国民にとっての分かりやすさ（簡素化）の観点から、調査及び公表項目を以下のとおりとしたい。

令和5年度実施（国の行政機関等対象）

約400項目

令和6年度実施案（地方公共団体等対象）

約200項目

項目	案	理由等
安全管理措置 (内訳) 事務対応ガイド記載の項目	同左	改正法の趣旨から、特に安全管理措置につき個人情報保護委員会による一元的な監視が求められる。
個人情報ファイル等保有状況 (内訳) 全数(1000人以上) / うち本人数100万人以上 / うち取扱いを委託・再委託 / うち要配慮個人情報含む / うち個人番号含む 仮名加工情報 / 行政機関等匿名加工情報 / 匿名加工情報	重点化	監視及び利活用状況把握の前提となる。 ただし、左記の内訳の「うち本人数100万人以上」の項目は調査対象外とする。
目的外利用及び提供の状況 (内訳) 根拠規定別内訳 / 外国への提供	同左	改正法附帯決議により、目的外利用の状況につき個人情報保護委員会による監視が要請されている。
開示請求等の受付、処理状況 (内訳) 開示請求件数 / 延長措置の採否 / 決定内容内訳 不開示理由内訳 / 審査請求件数 / 審査請求理由内訳 裁決内容内訳 / 裁決までの日数 →訂正請求、利用停止等請求も同様	重点化	令和6年度は特に重要な項目について調査する。 ...都道府県及び指定都市が個人情報保護条例下で公表していた、条例の運用状況に係る資料の過半に掲載の項目を参考に選定。 (内訳) 開示請求件数 / 決定内容内訳 / 不開示理由内訳 審査請求件数 / 裁決内容内訳 →訂正請求、利用停止等請求も同様
漏えい等事案の状況 ※重要事案の詳細は漏えい等報告で把握し、施行状況調査では報告義務対象外の事案も含め総発生件数を調査。	同左	住民情報を頻繁に取り扱う地方公共団体等では、報告義務対象外の事案が多く発生することが見込まれ、国の行政機関等に比して総発生件数の調査の必要性は変わらない。
関連する訴訟の状況 (内訳) 提訴件数 / 結果 / 内容概要	重点化	提訴件数及び判決言渡しの状況（結果）を調査する。 ...都道府県及び指定都市の公表資料に訴訟関連項目は掲載されていなかった。

4. 今後のスケジュール（案）

令和5年3月末～4月上旬

- 地方公共団体等対象の令和5年度施行状況調査（令和6年度実施）（案）
地方公共団体等宛周知

※周知事項には、地方公共団体等宛配布する調査票（案）・記入要領（案）含む。

令和6年3月上旬

- 令和5年度施行状況調査（令和6年度実施）実施要領等確定

※地方公共団体等対象のものを国の行政機関等対象のものと同時に確定。

令和6年5月上旬

- 令和5年度施行状況調査（令和6年度実施）実施要領等発出

調査票（確定版）・記入要領（確定版）を地方公共団体等及び国の行政機関等宛配布

令和6年9月末頃

- 調査票提出期限

令和7年3月

- 調査結果概要公表